

第4章

保全状況と資産に影響を 与える諸条件

第 4 章 保全状況と資産に影響を与え る諸条件

4.a 現在の保全状況

1. 資産全体の保存状況

推薦資産は、全て文化財保護法等の法律により保護されている。構成資産の全域は、文化財保護法により国宝若しくは史跡として指定又は重要文化的景観として選定され、又は景観法により景観計画区域として指定され、万全の保護措置が講じられている。

構成資産の保護には、長期的・体系的な保存管理の基本方針を定めておくことが重要であり、それを具体的に示した保存管理計画が管理を担う所有者等により12の構成資産に含まれる指定・選定文化財ごとに策定されている。

これらの保存管理計画では、保存管理の基本方針として、文化財としての価値を守り伝えるための将来像を提示するほか、日常的な管理方法及び体制等の改善策、保護の対象とする土地・建造物に想定される様々な改変行為への許可・不許可の区分と条件を明示している。構成資産の保存管理は、既に各保存管理計画に従って適切に行われており、推薦資産の顕著な普遍的価

値は確実に継承される。

さらに、保存管理計画を補完するために、構成資産の価値がき損又は衰亡している場合の復旧・修理の方法をはじめ、その公開・活用の方法等を明示した整備計画を多くの構成資産で定めている。各整備計画に従って、現在、構成資産の保存・活用のための整備事業及び来訪者受入れのための環境整備事業が進められている。

史跡に指定された原城跡と大浦天主堂 境内は、各保存管理計画に従って、それぞ れの管理者が国の史跡として適切に維持 管理している。重要文化的景観に選定され た各集落及び集落内の諸要素は、文化財保 護法による重要文化的景観の保存計画と 景観法による景観計画に従って、地域住民 が国の重要文化的景観として適切に維持 管理しており、各集落の様相が良好に保全 されている。

国宝に指定された大浦天主堂のほか、重要文化財に指定された各集落の教会堂(出津教会堂・大野教会堂・旧五輪教会堂・ 江上天主堂)及びその関連施設(旧羅典神学校)についても、所有者が策定した保存 管理計画に従って、宗教法人及び地域の信徒が国宝又は重要文化財として適切に維持管理しており、良好に保存されている。

構成資産の保存管理計画と整備計画の 策定状況については、推薦書第5章「保護 と管理」の表 5-005 及び附属資料 6a「包括 的保存管理計画」第4章「マネジメントプ ランの実施」の表 4-003 を参照されたい。

2. 構成資産の保存状況

001 原城跡

原城跡は、1637年の「島原・天草一揆」 の際にキリシタンが籠城した城郭及びこれを攻撃した幕府軍の最前線の拠点(仕寄場)であり、当時の城郭の遺構・遺物が良好に保存されている。

原城跡は、南島原市が史跡の管理団体となって維持管理している。「本丸」と呼ばれる石垣で区画された城跡の中核地区は、現在、発掘調査の成果に基づき整備され公開されている。本丸の周辺に広がる二ノ丸及びその外縁に存在する仕寄場は、畑地・水田として現在も生業に利用されている。これらの区域には城郭としての地割が良好に保存されている。本丸の南側は、学校施設・宗教施設用地、宅地等として利用され

ている。構成資産の約半分は民間の所有地 ということもあり、南島原市が未利用地の 公有化を進めている。公有化した土地で は、南島原市が城郭の範囲を特定し、地下 に埋蔵されている遺構・遺物を確認する ための発掘調査を計画的に行っている。

原城跡では、これまで南島原市が行ってきた発掘調査において、戦没した潜伏キリシタンの人骨及び彼らが所有していた信心具等が多数出土している。発掘調査で確認された遺構は、その状態を記録した上で埋め戻し保護を行っており、地下において良好に保存されている。また、信心具等の出土遺物は、保管・展示施設で適切に保管されている。

本丸の石垣の一部は後年の営農又は道路開発によって改変されていることから、南島原市が整備計画に基づいて復旧・整備に取り組んでいる。また、有明海に面する本丸の崖面は風雨により崩落が進行している部分も存在するが、崩落防止対策を実施しており、構成資産の保存に影響はない。

002,003 平戸の聖地と集落

平戸の聖地と集落は、春日集落及び安満 岳・中江ノ島から成る潜伏キリシタンに 関連する集落の総称であり、構成資産の範囲においては禁教期の集落の様相を示す地形、墓地、農地の地割等の諸要素が良好に保全されている。

春日集落は、納戸神を安置した納戸のある家屋、潜伏キリシタンの墓地及び丸尾山(墓地遺跡)を含む集落である。納戸を伴う家屋は現在も住居として利用されており、信仰組織で継承した納戸神が保管されている。集落の中心にある丸尾山は、発掘調査によってキリシタンの墓地遺跡の存在が明らかとなっている。確認された墓地の遺構は、その状態を記録した上で埋め戻し保護をしており、地下において良好に保存されている。

集落の東側に広がる棚田は、近世の絵図にも描かれている禁教期以来の生業空間である。春日集落では、人口減少及び高齢化が進行しており、農地の荒廃が懸念されるが、地域住民と行政との協働による棚田を活用したイベント等により、平戸市が交流人口の拡大に取り組んでいることから、現時点において構成資産の保存に影響はない。

安満岳は、白山比賣神社の氏子及び林野 庁¹によって適切に維持管理されている。 山頂部には、白山比賣神社・西禅寺跡・石 祠等が良好に保存されている。また、現在 もアカガシの原生林が良好に残っており、 禁教期以来の自然の植生が維持されている。頂上付近は、自然公園法により国立公 園に指定されており、樹木の伐採その他の 開発行為が制限されている。

中江ノ島は、地形的条件から上陸が困難 な場所にあり、周辺海域を含めて豊かな自 然環境が良好に保全されている。

1

林野庁は、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、国有林野の適切な管理経営を行うとともに、民有林における森林整備への保全整備に関する施策を実施する国の機関である。

004 天草の﨑津集落

天草の﨑津集落は、水方屋敷跡、﨑津諏 訪神社、吉田庄屋役宅跡、旧﨑津教会堂跡 及びそれらを結ぶ街路及び街路に面する 住居群から成り、禁教期から解禁後に至る 集落の様相が良好に保全されている。

水方屋敷跡を含む﨑津集落の家屋は、伝統的な木造家屋を中心として、地元の建築様式が引き継がれたものが多い。それらと不調和を生じている比較的新しい家屋・工作物に対しては、更新の際に天草市が所有者に財政支援を行い、計画的に集落景観の改善を図っている。

禁教期に潜伏キリシタンが信仰を装うために参詣していた﨑津諏訪神社は、創建以降、社殿の建替えが行われてきたものの、当時の境内における社殿の配置形式は良好に保全されている。﨑津諏訪神社は、現在も宗教施設として利用されており、神社に所属する氏子によって適切に維持管理されている。

禁教期に潜伏キリシタンの詮索が行われた吉田庄屋役宅跡には、1934年に﨑津教会堂が建造され、境内の全体を含め宗教法人及び地域の信徒により適切に維持管理されている。また、﨑津諏訪神社の境内に隣接する初代﨑津教会堂跡には、1945年~1955年頃に修道院の建物が建造された。現在、建物は修道院として使われていないが、所有者が土地を維持管理している。禁教期に潜伏キリシタンが用いていた信心具は、現在も指導者の子孫の家に保管されている。

天草市はこれらの諸要素について考古 学的な調査及び記録作成を行うとともに、 所有者が適切に維持管理していけるよう 指導助言している。

005 外海の出津集落

外海の出津集落は、禁教期の聖画像を所

有していた屋敷跡、潜伏キリシタンの墓地、出津代官所跡・庄屋屋敷跡、「仮の聖堂」跡、小濱浦及び出津教会堂から成り、禁教期から解禁後に至る集落の様相を表す地形及び諸要素が良好に保全されている。

禁教期の聖画像を所有していた屋敷跡 及び「仮の聖堂」跡は、現在、宅地又は農 地として利用されている。集落に継承され た聖画像・教会暦・教義書は、宗教法人及 び地域の資料館の下で適切に保管されて いる。

各集落に存在する墓地のいくつかは、発掘調査により明らかとなった潜伏キリシタンの墓地である。現在も墓地として利用されているものが多く、地域住民によって適切に維持管理されている。

禁教期に潜伏キリシタンの取締りを行った出津代官所及び庄屋屋敷が存在した場所には、解禁後に外国人宣教師によって地域住民のための授産施設(「旧出津救助院授産場」及び「マカロニ工場」)が建造された。この授産施設は現在、展示施設として活用され、適切に維持管理されている。旧出津救助院の各建物は、2007年から2012年にかけて保存修理が行われている。2010年に行われた保存修理に伴う地下遺構の調査では、代官所の存在を証明する遺構が確認された。遺構は調査後に埋め

戻し保護を行っており、地下において良好 に保存されている。

1882年に建造された出津教会堂は、現在も宗教施設として利用されている。宗教法人及び地域の信徒が適切に維持管理しており、保存状態は良好である。

006 外海の大野集落

外海の大野集落は、大野神社・門神社・ 辻神社、潜伏キリシタンの墓地及び大野教 会堂から成り、禁教期から解禁後に至る集 落の様相を表す地形及び諸要素が良好に 保全されている。

禁教期に潜伏キリシタンと在来宗教を 信仰する者が相互の信仰の場として共有 していた大野神社・門神社・辻神社の各 境内は、現在も神社に所属する氏子によっ て適切に維持管理されている。

集落の北東側に位置する潜伏キリシタンの墓地は、禁教期から営まれてきた大野 集落の墓地である。現在も墓地として使用されており、地域住民によって適切に維持 管理されている。

ここには、潜伏キリシタンが葬られた禁 教期の積石墓が存在する。積石墓の保存状 態は良好である。研究機関の調査によっ て、信心具が副葬品として納められていた ことが判明しており、出土した遺物は博物館で保管されている。

1893年に建造された大野教会堂は、現在も宗教施設として利用され、宗教法人及び地域の信徒により適切に維持管理されている。教会に所属する信徒は、減少傾向にあるが、所有者、地域住民及び行政等が連携して保存管理に取り組んでいる。大野教会堂は、2003年から2007年にかけて保存修理を行っており、保存状態は良好である。

なお、外海の大野集落では、現在、文化 財保護法に基づく重要文化的景観の選定 に向けた手続きを進めている。

007 黒島の集落

黒島の集落は、本村役所跡、興禅寺、「仮の聖堂」跡(指導者屋敷跡)、潜伏キリシタンの墓地及び初代黒島教会堂跡から成り、禁教期から解禁後に至る集落の様相を表す地形及び諸要素が良好に保全されている。

本村集落に所在する禁教期に「絵踏」が 行われた本村役所跡は、現在は公園として 利用されており、地域住民によって適切に 維持管理されている。興禅寺は、現在も宗 教施設として利用されており、寺院に所属 する住民によって適切に維持管理されている。

日数集落には、解禁後に「仮の聖堂」と された指導者の屋敷跡が存在する。屋敷跡 には記念碑が建立され、所有者及び地域住 民によって適切に維持管理されている。

島内には、禁教期に形成された潜伏キリシタンの墓地が6箇所点在しており、そのうち2箇所の墓地については、地域住民が適切に維持管理を行っている。また、1箇所の墓地についても、佐世保市の委託によりNPO法人が適切に維持管理を行っており、良好に保存されている。一方、残りの3箇所については、現在定期的な管理が行われていないため、佐世保市が地域住民と連携して保全できるように管理方法を検討中である。

島の中央にある名切集落には、1880年に建造された初代黒島教会堂跡が存在する。1902年に建て替えられた後も教会堂(現在の黒島天主堂)として利用されており、宗教法人及び地域信徒により適切に維持管理されている。

近年、黒島ではイノシシの生息数が増加 しており、その活動によって墓地・農地が 荒廃する恐れがある。佐世保市ではイノシ シの侵入防止柵を設置するとともに、捕獲 等の対策を実施している。 また、黒島では、人口減少と高齢化が進行しており、将来的に集落の維持に対する 影響が懸念される。しかし、佐世保市が黒 島の特性を活かした地域振興及び交流人 口の拡大に積極的に取り組んでおり、現時 点において構成資産の保存に影響はない。

008 野崎島の集落跡

野崎島の集落跡は、指導者の屋敷跡・教会堂跡を含む野崎・野首・舟森の各集落跡、墓地、沖ノ神嶋神社及び神官屋敷跡から成る。現在、野崎島は野首集落跡に存在する体験学習活用施設の管理人を除いて無人島となっているため、小値賀町が直接に維持管理している。島は、自然体験学習の場として利用されており、禁教期から解禁後に至る集落の様相を表す地形及び諸要素が良好に保全されている。

野首集落跡と舟森集落跡は、無人化して 40 年以上が経過するが、潜伏キリシタン が急峻な地形を切り開いて作った畑地及 び宅地の跡が石積みに区画された状態で良好に保存されている。野首集落跡の西側には 2001 年に利水を目的とするダムが建設され、掘り上げられた土によって集落の一部が埋没したが、その範囲はごくわずかである。舟森集落跡は、近代以降に耕作地

が拡大したものの、禁教期の集落部分は改変されることなく良好に保存されている。 また、各集落跡には、禁教期の指導者の屋敷跡及び解禁後に建造された教会堂跡が存在し、ともに良好に保存されている。潜伏キリシタンの墓地及び解禁後に形成されたカトリック墓地は、小値賀町によって適切に維持管理され、良好に保存されている。

島の東部に位置する野首集落跡には定期船が接岸する港が設けられ、島を訪れる際の玄関口となっている。集落跡には、石積み区画が良好に保存されている。集落の中心にある沖ノ神嶋神社の神官屋敷も、小値賀町によって適切に維持管理されており、2016年に修理を行った後は野崎島の歴史を伝えるための展示施設として活用されている。

島の北部にある沖ノ神嶋神社は、無人島となった現在も宗教施設として利用されており、野崎島西方の小値賀本島に在住する神社の氏子が定期的に訪れて清掃等を行い、適切に維持管理を行っている。

島内に生息するシカ・イノシシにより 集落跡の石積みが一部崩されたり、近年は 野首集落跡の周辺において亜熱帯植物(ハ マゴウ)が異常繁殖したりするなど、有害 動植物による影響が発生している。このよ うな集落跡の保存に影響を及ぼす脅威に 対しては、野生生物の侵入防止柵・わなの 設置及び植物の伐採駆除に取り組んでい る。

009 頭ヶ島の集落

頭ヶ島の集落は、墓地遺跡(頭ヶ島白浜 遺跡)、「仮の聖堂」跡、初代頭ヶ島教会堂 跡及び仏教徒の開拓指導者の墓から成り、 禁教期から解禁後に至る集落の様相を表 す地形及び諸要素が良好に保全されてい る。

福浦集落にある仏教徒の開拓指導者の 墓は、所有者によって適切に維持管理され ている。

潜伏キリシタンが形成した白浜集落では、集落の様相と調和していない教会堂周辺の建物の屋根の色彩変更及び電線の地中化を行うなど、集落景観の維持向上に積極的に取り組んでいる。また、1995年に行われた発掘調査により、白浜集落の海岸部には墓地遺跡(頭ヶ島白浜遺跡)が埋蔵されていることが明らかとなっている。後年の水産施設の設置によって遺構のごく一部は失われていたが、その他の遺構は現在も地下において良好に保存されている。

初代頭ヶ島教会堂跡には、1919年に教

会堂が建替えられ、現在もなお宗教施設として利用されている。宗教法人及び地域信徒により適切に維持管理されており、保存状態は良好である。教会に所属する信徒は減少傾向にあり、所有者、地域住民及び行政等が連携して保存管理に取り組んでいる。近年、頭ヶ島では島民人口の減少と高齢化が進行しており、将来的には集落の維持に対する影響が懸念される。しかし、新上五島町が地域の特性を活かした地域振興及び交流人口の拡大に積極的に取り組んでおり、現時点において構成資産の保存に影響は生じていない。

010 久賀島の集落

久賀島の集落は、潜伏キリシタンと仏教 徒の互助関係を示す生業空間、牢屋の窄殉 教地、潜伏キリシタンの墓地、浜脇教会堂 跡、永里教会堂跡、細石流教会堂跡、赤仁 田教会堂跡及び旧五輪教会堂から成り、禁 教期から解禁後に至る集落の様相を表す 地形及び諸要素が良好に保全されている。

潜伏キリシタンと仏教徒が共同して網を曳いた田ノ浦港のロクロ場跡は、漁港施設の一部として石積み等が良好に保存されている。潜伏キリシタンと仏教徒が共同で開拓した大開集落では、現在、農地の利

用継続を目的として、圃場整備事業が計画されている。事業の実施にあたっては、計画策定の初期の段階から有識者で構成される五島市の文化的景観整備管理委員会が農地の区画形状の変更等の開発事業の内容について入念に指導・助言を行い、構成資産の保存に影響を及ぼさないよう十分に配慮することとしている。

島内に点在する潜伏キリシタンの墓地は、現在も墓地として利用されているものが多く、島内に居住するカトリック信徒によって適切に維持管理されている。

禁教期の末期に発生した弾圧の場である牢屋の窄殉教地には、教会堂、殉教者の墓地及び慰霊碑が建てられ、現在も記念行事が行われるなど地域の信徒によって適切に維持管理されている。

久賀島で最初に教会堂が建造された浜 脇教会堂跡には、新しい教会堂が建造され、現在も宗教施設として利用されており、地域信徒によって適切に維持管理されている。また、1881年に建造された初代の 浜脇教会堂は、島の東部に位置する五輪集落に移築され、旧五輪教会堂の名称で現存する。

久賀島では年々人口減少及び高齢化が 進展しており、将来的に集落の維持に対す る影響が懸念される。しかし、五島市が久 賀島の特性を活かした地域の振興及び交流人口の拡大にも積極的に取り組んでおり、現時点において構成資産の保存に影響はない。

011 奈留島の江上集落

(江上天主堂とその周辺)

奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)は、潜伏キリシタンが移住先の地勢に 適応して建造した江上天主堂及びその周辺の地形から成り、潜伏キリシタンの移住 による伝統の拡がり及び潜伏キリシタン の信仰の継続に関する伝統の終焉を表す 集落の様相が良好に保全されている。

1918年に建造された江上天主堂は現在 も宗教施設として利用され、宗教法人及び 地域信徒により適切に維持管理されてい る。教会に所属する信徒は減少傾向にあ り、所有者、地域住民及び行政等が連携し て保存管理に取り組んでいる。江上天主堂 は、創建から約 100 年の歳月が経過し、外 壁板の破損及び内装漆喰の剥落、雨漏り等 の経年劣化が目立ち始めたため、2016 年 から修理が行われている。

江上天主堂の周辺の地形は、禁教期に五 島列島に移住した潜伏キリシタンたちの 移住環境を典型的に示している。こうした 周辺環境は、五島市景観条例に基づき適切 に開発行為等が制御されており、良好に保 全されている。

近年、江上集落では人口の減少と高齢化が進行しており、将来的には集落の維持に対する影響が懸念される。しかし、五島市が地域の特性を活かした地域振興及び交流人口の拡大に積極的に取り組んでおり、現時点において構成資産の保存に影響は生じていない。

012 大浦天主堂

大浦天主堂は、大浦天主堂・旧羅典神 学校・旧長崎大司教館・旧伝道師学校・ 大浦天主堂境内から成り、19世紀の解禁 後における宣教の拠点としての歴史を伝 えている。大浦天主堂は、宗教法人によ って適切に維持管理されており、良好に 保存されている。

信徒発見の舞台となった大浦天主堂は 有料で公開されており、年間 588,210 人 (2015 年)の入場者を数える。堂内で は、信徒発見の記念ミサ及びクリスマス 等の宗教行事が行われている。また、隣 接する旧羅典神学校は、キリスト教関連 の歴史を伝える展示施設として公開され ている。 大浦天主堂は1946年から1952年、旧 羅典神学校は1979年から1982年にかけ て保存修理が行われ、保存状態は良好で ある。

1915年に建造された旧長崎大司教館では、長崎のキリスト教の歴史を伝える展示・活用の施設整備が計画されているほか、劣化の進んだ屋根と外部塗装の修理も実施されている。

日本人伝道師養成のために建造された 旧伝道師学校は、戦後に増築が行われ た。現在は利用されていない状況にあ り、老朽化も顕著であることから、2016 年に保存修理のための建物調査を行い、 活用計画を策定した。

大浦天主堂の境内には、19世紀の解禁後に設けられた石畳・石段・煉瓦塀等の歴史的な工作物が遺存している。近年はこれらの経年劣化が進行し、煉瓦塀等の一部にひび割れ・孕み等が生じているため、補修が必要となっている。境内に存在する樹木は、宗教法人が定期的に整枝・伐採を行い、建造物の保存に影響がないよう管理している。

4.b 資産に影響を与える諸条件

(i) 開発の圧力

保存・復旧等の措置によるものを除き、 原則として構成資産の現状を変更する行 為及び保存に影響を及ぼす行為は文化財 保護法により厳重に規制しており、推薦資 産の顕著な普遍的価値を損なう開発が行 われることはない。

各集落は、文化財保護法及び景観法で法 的保護が行われている。特に、文化財保護 法に基づく重要文化的景観の保存計画に おいて、あらかじめ指定した重要な構成要 素について現状を変更する行為及び保存 に影響を及ぼす行為を行う場合には、法に より事前に届出を行うことが義務付けら れており、推薦資産の顕著な普遍的価値を 損なうような開発を未然に防止している。 また、景観法に基づき各地方公共団体が策 定した景観計画において、建築物その他の 工作物を新築・増築又は移転する場合に は、その高さ、形態・意匠、色彩等の制限 を設けており、伝統的な集落景観と調和す るよう行為の内容を誘導している。

構成資産の周辺環境は、都市部に所在する大浦天主堂(構成資産 012)を除き、農村又は離島の比較的開発の影響が少ない

地域である。これまでに、居住地の周辺では家屋の新築・増築・改築、道路・上下水道・電柱の設置等の生活に関連した事業が行われてきたが、それらが構成資産の保存に影響を及ぼしたことはない。特に公共事業に関して、長崎県は2011年に周辺の景観形成及び公共工事のデザインについての考え方等を「世界遺産登録に向けた公共事業のあり方ガイドライン」としてまとめ、このガイドラインに沿って周辺景観に調和した社会資本の整備に努めている。熊本県も「熊本県公共事業等環境配慮システム要綱」(1997年)を制定し、環境への配慮を徹底している。

大浦天主堂は長崎市の中心市街地に近接しているため、近傍において商業ビル・高層マンションの開発が行われることが多く、これらの高層建築物による景観の悪化が懸念される。そのため、大浦天主堂周辺を文化財保護法に基づく重要伝統的建造物群保存地区として選定するとともに、都市計画法に基づく風致地区にも指定し、当該地域における建築物その他の工作物の新築・増築・改築又は移転をはじめとする開発事業の実施に当たっては長崎市長の許可を得ることを義務付け、景観に悪

影響を及ぼす行為を厳重に規制している。 また、市街地を含めた周辺一帯は、景観法 に基づく長崎市景観条例で景観形成重点 地区に指定し、建築物その他の工作物の高 さ・位置・形態意匠・色彩について制限 を加え、大浦天主堂周辺の眺望を阻害する 建築物の建設等を抑制している。

近年、再生可能エネルギーの利用の観点から、構成資産の周辺でも風力・太陽光・潮力による発電施設の設置が計画されている。関係地方公共団体では、発電施設が設置された場合の景観・環境への影響について、事業の計画段階で入念にシミュレーションを行い、構成資産の保護及びその周辺環境の保全に悪影響を及ぼさないよう調整を図っている。なお、文化財保護法に基づき重要文化的景観に選定された地区の多くの場合には、風力発電施設及び大規模な鉄塔類を新たに設けないことが定められており、あらかじめ構成資産の保存に影響を及ぼさないよう対策がとられている。

現在、構成資産及びその周辺環境において計画されている開発事業を図4-001~008に示す。なお、天草の﨑津集落(構成資産004)、野崎島の集落跡(構成資産008)、奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)(構成資産011)では開発事業は計

画されていない。

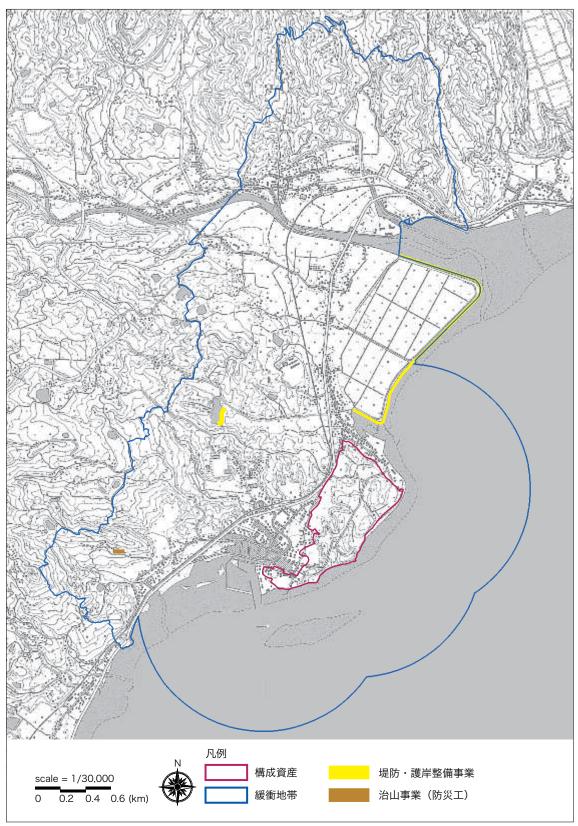


図 4-001 開発計画の地図(001 原城跡)

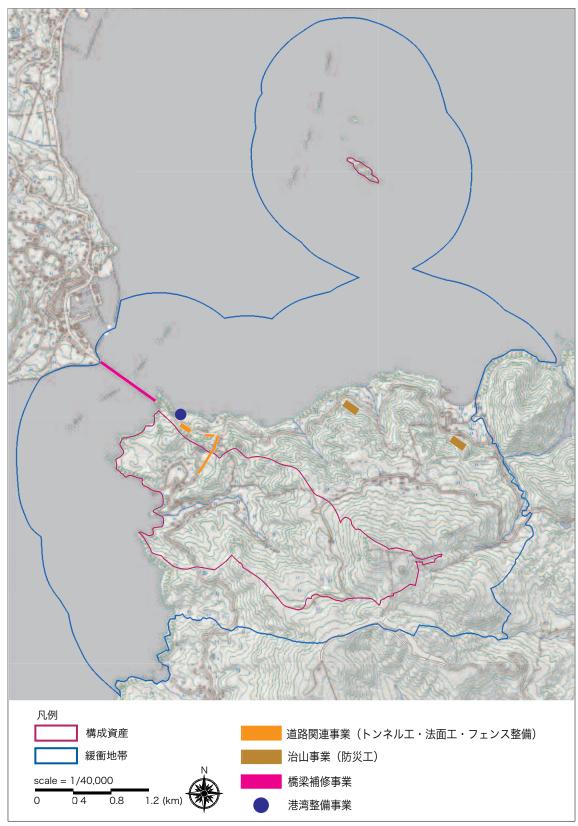


図 4-002 開発計画の地図(002, 003 平戸の聖地と集落)

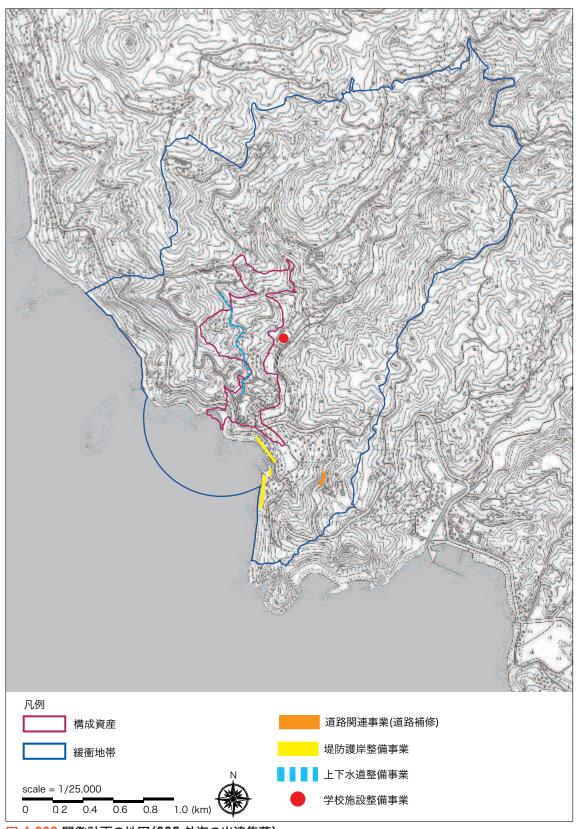


図 4-003 開発計画の地図(005 外海の出津集落)

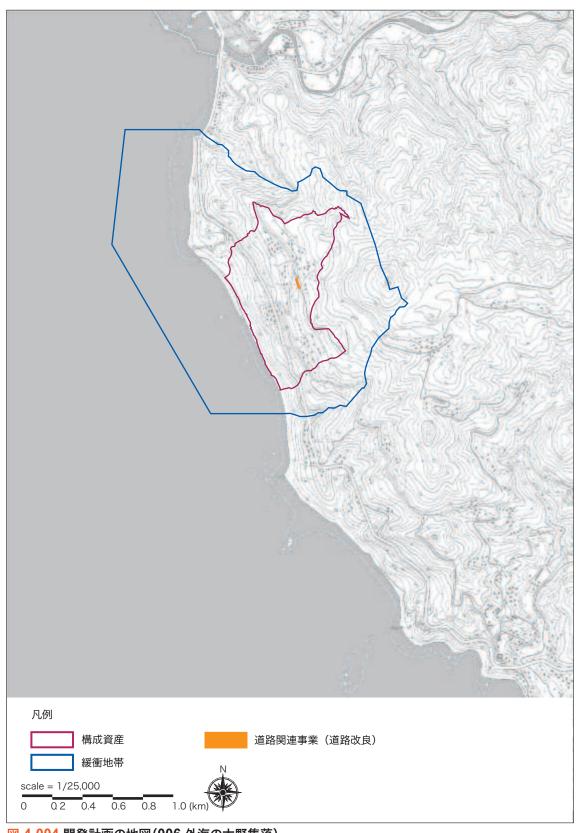


図 4-004 開発計画の地図(006 外海の大野集落)

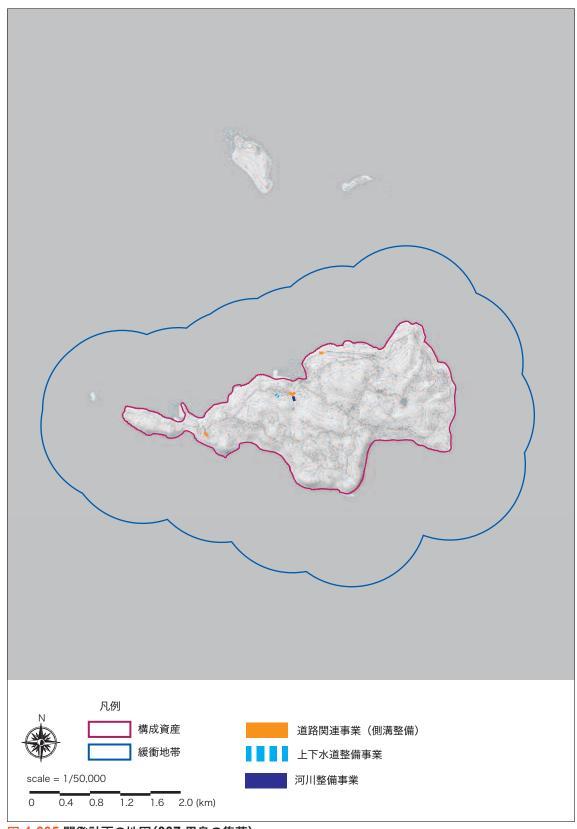


図 4-005 開発計画の地図(007 黒島の集落)

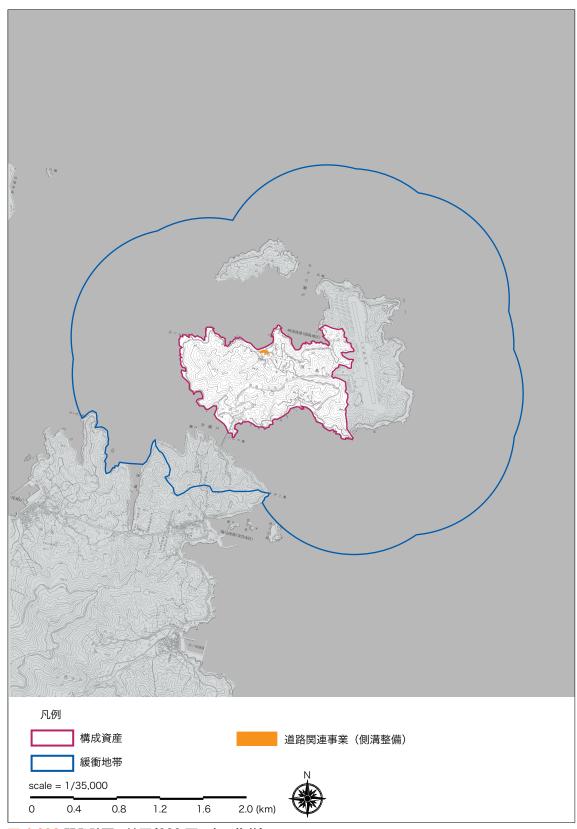


図 4-006 開発計画の地図(009 頭ヶ島の集落)

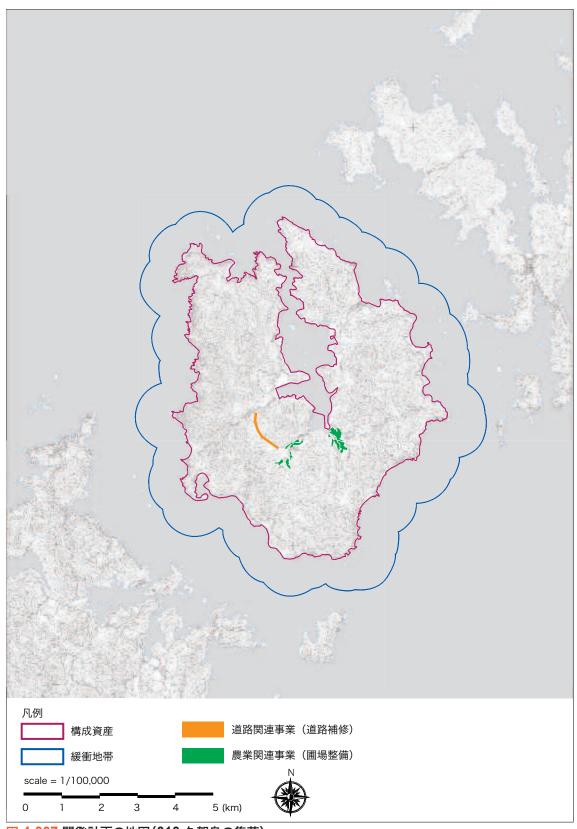


図 4-007 開発計画の地図(010 久賀島の集落)

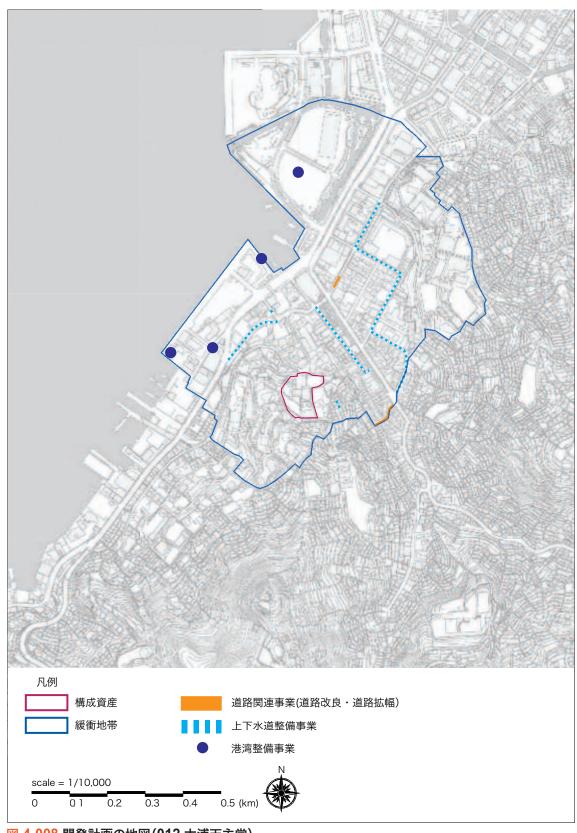


図 4-008 開発計画の地図(012 大浦天主堂)

(ii) 環境の変化

構成資産の保存に影響を及ぼす可能性がある環境変化としては、酸性雨を含む大気汚染、海岸の漂着ゴミの増加、野生生物による被害等が挙げられる。現時点では、これらを原因として推薦資産の顕著な普遍的価値が低下したことはないが、下記に示す観点から構成資産及びその周辺環境に悪影響を及ぼす可能性があることから、長期的な取組が必要である。

(1) 大気汚染

酸性雨を含む大気汚染は、各構成資産を 構成している建築物その他の工作物の部 材の腐朽・劣化・汚損を招く可能性があ る。長崎県及び熊本県においては、それぞ れ測定局(長崎県内42箇所、熊本県内36 箇所)を設置し、構成資産への影響が懸念 される硫黄酸化物・窒素酸化物・浮遊粒 子状物質・光化学オキシダント等の大気 汚染物質及び酸性雨を監視している。

(2) 海岸の漂着ゴミ

構成資産は沿岸部に立地するものが多く、美しい海岸線・海域への良好な眺望は 推薦資産を特徴付けるひとつの要因となっている。しかし、近年はペットボトル・ ライター・廃ポリタンク・流木等の海岸 漂着物の増加によって海浜の美観が損な われることもあり、生態系を含む海岸の環 境悪化又は防護や環境浄化などの海岸機 能の低下等が懸念される。

長崎県及び熊本県は、環境省・近隣国・ 周辺地方公共団体・民間団体等とも連携 しつつ、海岸漂着物の回収処理及び発生の 抑制、環境教育・普及啓発に関する施策を 行っている。また、いくつかの構成資産に おいては、地域住民及び民間団体ボランティアが海岸清掃に取り組んでいる。



写真 4-001 﨑津集落における海岸清掃活動

(3) 野生生物による被害

近年、わが国においては、自然環境及び 社会構造の変化に伴ってイノシシ・シカ 等の野生生物による農林業への被害が発 生している。長崎県においては、特にイノ シシによる農作物被害が増加傾向にある。 農作物に対する食害は、耕作地の減少及び 集落の衰退の遠因にもなる。また、イノシ シには泥浴びをしたり捕食時に地表面を 掘り起こしたりする習性があるが、そのよ うな活動は地下に埋蔵されている遺構・ 遺物の保存に悪影響を及ぼし、それに起因 して地上の石垣等の工作物が損傷・倒壊 したこともある。

集落においては、農地又は墓地の周囲に 侵入防止柵を設置するほか、藪・竹林の伐 採を行っており、野生生物の活動領域を制 限することによって被害の発生を未然に 防ぐよう取り組んでいる。また、長崎県及 び熊本県は、鳥獣被害を計画的に減少させ るため、生態系の維持に留意しつつ、これ らの有害鳥獣の捕獲にも努めている。



写真 4-002 野崎島におけるイノシシ捕獲のためのワナ

(iii) 自然災害と危機管理

推薦資産の所在地において、今後発生の可能性がある自然災害としては、風水害及び土砂災害・地震・火災が想定される。これらの自然災害に対して、関係地方公共団体はそれぞれ「地域防災計画」を策定しており、当該計画に示された基本方針に従って各種の対策が実施されている。また、各構成資産においても保存管理計画を策定し、構成資産の保存環境及び現状に応じて保存に悪影響を及ぼすような脅威を分析するとともに、個別に対策を講じており、災害によって推薦資産の顕著な普遍的価値が損なわれることはない。

(1) 風水害及び土砂災害

長崎と天草地方は、地理的に東シナ海から発達してきた低気圧及び前線、太平洋において発生した台風等の影響を受けやすい位置にある。これまでに、諫早豪雨(1957年)・長崎豪雨(1982年)・台風19号(1991年)・台風18号(1999年)・台風13号(2006年)等の大規模な風水害を経験しており、いずれも大きな被害が発生した。

原城跡が立地する島原半島は、火山灰土 壌で土砂災害が発生しやすい地域である。 原城跡でも、これまでに大雨によって土砂 の流出及び法面の地滑り等が部分的に発 生している。史跡原城跡の管理団体である 南島原市は、ボーリングによる土壌調査及 び雨水排水の流量調査等を体系的に行っ た上で、その結果に基づき、崩落箇所の地 形の復旧及び崩落防止対策に計画的に取 り組んでいる。

また、集落内のいくつかの教会堂では、 過去に強風によるステンドグラス等の破 損又は屋根瓦の飛散、雨漏りによる外壁の 汚損等も発生している。これらの教会堂で は、保存修理の際に屋根の葺き替え及び雨 漏り箇所の修理等の対策を施しているほ か、小規模な場合には管理をしている地域 の信徒が適宜修理・修繕を行っている。

関係地方公共団体は、あらかじめ策定した地域防災計画に基づき、過去に災害が発生した場所及びその危険性がある場所について、土砂の流出、地すべり、崖面の崩落、河川の氾濫等を防止するための各種工事を実施している。また、主な河川の水位及び海の潮位を常時監視するための体制を確保しており、異常が認められた場合には速やかに関係機関に通報することとしている。各構成資産の諸要素である建築物その他の工作物については、それぞれの管理者が定期的な巡視を行い、異常の把握に

努めている。また、台風通過後は速やかに 点検を行い、異常が認められた場合には、 適切に応急措置及び修理・修繕を実施し ており、構成資産は常に良好な状態で保存 されている。

(2) 地震

地震が頻発するわが国の中でも、長崎と 天草地方は比較的地震の発生が少ない地 域である。近年、九州地方で発生した地震 には、2005年3月の福岡県西方沖地震 (M7.0)、2016年4月の熊本地震 (M7.3) などがあるが、いずれも構成資産に被害を 生じるには至っていない。しかし、長崎県 南部の島原半島中央部には、1990年~ 1995年の噴火活動によって周辺地域に大 きな被害をもたらした普賢岳が活動中で あり、近年の調査では島原湾から島原半島 を経由して橘湾にかけて、活断層である雲 仙断層群が存在することも確認されてい る。調査結果に基づく予測では、雲仙地溝 南縁断層帯の東部・西部が連動した場合、 地域によっては M7.0 程度の地震の発生が 想定されている。

地震対策として、各地方公共団体は地域 防災計画に基づき建築物の耐震化、地すべ り危険箇所及び崩落危険箇所の防災工事、 津波被害を軽減させるための護岸整備、休 火山の治山・砂防事業等を計画的に推進 している。また、教会堂などの国宝又は重 要文化財等に指定された建造物について は、大規模な保存修理を行う際に併せて耐 震診断調査を行い、必要な耐震補強を実施 して地震への耐性を確保している。

(3) 火災

教会堂をはじめ各構成資産に含まれる 建築物その他の工作物については、木材が 多用されており、火災に対して脆弱な構造 を持つ。また、近年の統計によれば、日本 の文化財指定された建造物の焼損・焼失 原因は、火の不始末、花火・放火等の人為 的な事由が多いことが判明している。今 後、推薦資産が世界遺産一覧表へ登録され ることによって来訪者の増加が予想され ることから、今まで以上の防火対策が必要 となる。

火災対策としては、消防当局の指導の下に各構成資産で防火水槽及び消火栓等の防火設備の設置を行っているほか、消火体制も確保している。特に、わが国においては、市町村が設置する消防署のほかに地域住民で構成される「消防団」と呼ばれる消防機関がある。消防団は、地域における消防防災の要として、その地域に密着し住民の安全を守るという重要な役割を担って

いる。構成資産が所在する市町でも消防団が組織されており、災害の発生に対応できるよう体制が確保されている。また、離島に所在する潜伏キリシタン集落に建造された教会堂では、所有者だけでは消火活動が困難であるため、地域住民も火災発生時に連携して対応できるよう消防訓練を通じて所有者との連携を深めている。



写真 4-003 江上天主堂における消防訓練

(iv) 来訪者の管理と適切な公開

構成資産は、歴史的背景を反映し、海を 介して離島及び半島に広く分布しており、 そのほとんどが辺鄙で狭隘な地域にある 集落として今も静かな佇まいを保ってい る。集落は生活・生業の場であり、集落内 の教会堂をはじめ神社・寺院・墓地の多 くは信仰の場として利用され、いわゆる観 光施設ではない。また、各構成資産をつな ぐ主なアクセス手段は海路であり、交通の 利便性は決して良いとはいえないが、これ まで交通網の整備及び大規模な観光開発 が行われて来なかったため、来訪者の受入 には一定の限度がある。したがって、来訪 者が無秩序に増加し、それに対応するため に新たな便益施設等を無計画に整備する と、構成資産及びその周辺環境、地域住民 の生活等に負の影響を及ぼす可能性があ る。そのため、秩序ある公開に向けた来訪 者の受入体制を計画的に構築するなどの 慎重な対策をとることが重要である。

これまで観光の目的地とされて来なかった城跡又は集落では、来訪者数を把握する体制はとられて来なかった。しかし、世界遺産登録に向けた取組の一環として、現在も多くの見学者が訪れる構成資産内の文化財指定された個々の教会堂に「見守る人」(教会守)を配置し、順次、来訪者数を把握できるような体制を整備しつつある。1箇月当たりの平均来訪者概数は、表4-001に示すとおりである。この数値は、各構成資産における訪問者数のひとつの目安になると考えられる。表4-002に示すとおり、推薦資産が世界遺産に登録された場合に見込まれる来訪者数の増加の試算も行った。

世界遺産登録により来訪者が増加することは、地域活力の向上に資する効果が期待される反面、生活・生業・信仰の場に対する負の影響も懸念されることから、来訪者の管理と適切な公開に向けて、「生活・信仰と観光の調和」を実現していくという観点からの取組が不可欠である。登録後においても、世界遺産保存活用協議会等を通じて関係者・関係機関間の合意形成に努めていくこととしている。

なお、各構成資産への主なアクセス、価値説明及び情報提供を含む包括的なガイダンス、トイレ・駐車場等の便益施設、受入体制の現状等については、第5章の「5.h来訪者用の施設と基盤整備」を参照されたい。

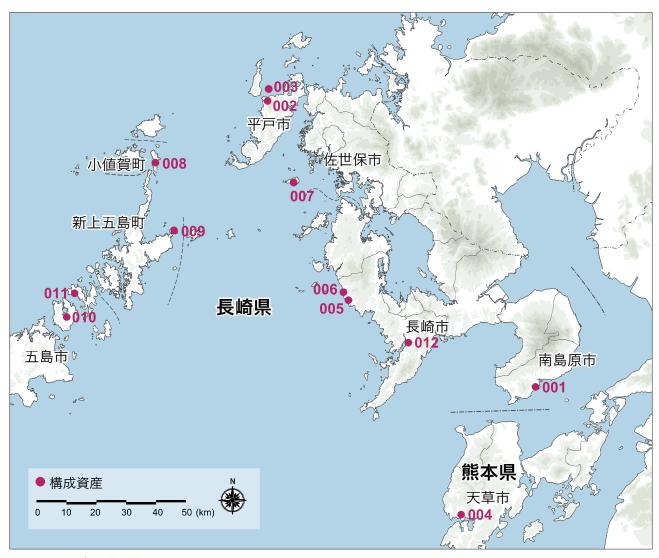


図 4-009 行政区域の地図

表 4 - 001 構成資産への直近の来訪者概数(2015年)

所在市町	番号	構成資産	構成資産への月平均の来訪者数
南島原市	001	原城跡	約 1,470 人/ 月
平戸市	002	平戸の聖地と集落 (春日集落と安満岳)	約 100 人/ 月
	003	平戸の聖地と集落 (中江ノ島)	(地形的制約から上陸不可)
天草市	004	天草の﨑津集落	約 7,140 人/ 月
長崎市	005	外海の出津集落	約 1,780 人/ 月
	006	外海の大野集落	約 310 人/ 月
	012	大浦天主堂	約 49,020 人/ 月
佐世保市	007	黒島の集落	約 340 人/ 月
小値賀町	008	野崎島の集落跡	約 260 人/ 月
新上五島町	009	頭ヶ島の集落	約 2,140 人/ 月
五島市	010	久賀島の集落	約 520 人/ 月
	011	奈留島の江上集落 (江上天主堂とその周辺)	約 790 人/ 月

表 4-002 世界遺産登録後の来訪者数の増加見込み1

所在市町	2014 年観光客数 (延べ数:千人)	見込み増加率(%)	観光客増加見込み (延べ数:千人)
南島原市	1,734	5.6	97
平戸市	2,017	5.6	113
天草市	2,909	5.6	163
長崎市	6,307	3.4	214
佐世保市 2	4,861	1.2	59
小値賀町	43	6.0	3
新上五島町	242	6.0	15
五島市	400	6.0	24
合計	18,513	-	688

¹ 公益財団法人ながさき地域政策研究所「世界遺産登録が地域にもたらす波及効果について(2007 年)」を基 に、観光客数データを 2014 年に更新して作成したものである。

(1) 来訪者のマナーの向上

構成資産は、いずれも地域住民の生活と 密接に関わりつつ維持・管理されており、 来訪者の増加によって生活・生業・信仰 の場としての環境が阻害されることのな いよう十分な配慮が必要である。そのた め、公開に当たっては地域の実情に応じた 見学のルールを設けることに取り組んでいる。例えば、集落の地域住民の生活環境を保護するため、車でのアクセスではなく、徒歩による散策を推奨している構成資産もある。また、教会堂では神聖な雰囲気のみならず来訪者の安全面等も考慮し、立入禁止エリア又は見学可能な時間帯等を

² 佐世保市の観光客数については、ハウステンボス(2,878千人)を除いている。

定め、事前に調整を行う仕組みづくり(事 前連絡制)の下に適切な規模(人数)の来 訪者を迎え入れることとしている。

また、心ない来訪者によるき損・悪戯・ 盗難等の被害から構成資産を守るため、防 犯設備を設置している教会堂もある。ごみ の投げ捨て等への対策として、長崎県は、 「長崎県未来につながる環境を守り育てる 条例」を策定し、構成資産内の「ごみの投 げ捨て」及び「屋外での喫煙」等を禁止し、 環境美化に取り組んでいる。さらに、来訪 者の心ない行為によって構成資産の価値 が低下・消滅することのないよう、教会守 等の監視体制の構築に向けた取組も進め ている。

このような見学のルール及びマナーについて、関係地方公共団体・観光協会、その他の関係団体等は、ポスターの掲示、サインの設置、リーフレット及びホームページ等での周知啓発に努めている。また、地域のガイドが来訪者に同行する際には、構成資産の説明のみならず見学マナーの周知も行っている。

関係地方公共団体は、今後とも上記の取組を継続し、地域住民から敬遠されることのないよう来訪者のマナー誘導していくこととしている。

(2) 来訪者用の便益施設の適切な整備

来訪者の利便性向上のためには、構成資 産の周辺における駐車場・トイレ等の便 益施設も必要となる。しかし、便利さの追 求により構成資産及びその周辺の環境・ 雰囲気を損なうことがないように、関係市 町においては既存施設の利用の可能性及 び景観にも配慮した場所への新設等につ いても十分検討したうえで、便益施設を適 切かつ計画的に整備することとしている。 また、教会堂においては、信徒用の便益施 設が来訪者に提供されている場合もある が、その維持管理費用が地元教会の負担と なっている。そのため、来訪者が便益施設 を利用すること等に伴う信徒の負担増に 対しては、関係地方公共団体が地元教会等 と協働し、維持管理費用を捻出する新たな 仕組みを検討することとしている。

一方、来訪者の利便性という観点からは、便益施設の規模・数量・位置が必ずしも十分ではない地域もある。民間による有料駐車場事業の展開などの開発計画も予想されるが、関係市町では構成資産の価値及び緩衝地帯の環境・景観が阻害されることのないよう条例等の規制の下で適切に調整・制御していくこととしている。

(3) 秩序ある公開の実現(オーバーユース (適切な規模(人数)を超える来訪者の 殺到)への懸念)

多数の来訪者を無秩序に受け入れることは、推薦資産の顕著な普遍的価値に負の影響を与えかねない。来訪者数が過大になると、文化財の管理者又は管理団体にとっては管理上の支障となり、信徒にとっては教会堂、神社・寺院、墓地における祈りの空間の神聖な雰囲気を保てなくなる。さらには、来訪者にとっても、辺鄙で静かな場所に構成資産が立地することにより感じられる歴史的背景への理解が阻害されてしまう可能性も考えられる。

そのため、前述の教会堂見学の事前連絡 制度のように、構成資産の保護及び適切な 価値伝達の観点から、来訪者を適切な規模 (人数)で調整する仕組みを実施している。

関係地方公共団体は、来訪者の増加によって既に発生し又は今後想定される課題に適切に対処しつつ、構成資産及びその緩衝地帯で起こりうる負の影響を最小限に調整・制御していくこととしている。来訪者に対しては、構成資産の価値はもちろんのこと、教会堂・集落が立地する地理的環境、構成資産の背景にある地域の歴史・文化、来訪時に求められるマナー、地域における暮らし等の情報も十分に伝達する。生

活・信仰と観光とが調和した秩序ある公開の実現に向けて積極的に取り組んでいく。

これらの詳細については、後述の「5.i 資産の整備・活用に関する方針・計画」又は 附属資料 6a「包括的保存管理計画」の第 4章「マネジメントプランの実施」及び同第 5章「行動計画」を参照されたい。

(v) 構成資産及び緩衝地帯の居住者人口

構成資産内人口:1,698緩衝地帯内人口:8,405合計:10,103集計年:2016

(1) 構成資産及び緩衝地帯における人口減少

わが国全体として人口減少及び高齢化 は喫緊の課題であるが、構成資産の多くは 長崎と天草地方の離島又は半島などの過 疎地に所在し、そのほとんどの地域におい て少子高齢化及び若者の流出による人口 減少が生じている。構成資産を恒久的に維 持・管理し、後世に引き継いでいくために は、官民一体となった地域の人材育成をは じめ、定住人口・交流人口の維持・増加に つながる持続的な発展への取組が欠かせ ない。 特に、離島の人口減少は顕著であり、かつ島の数が非常に多い長崎と天草地方においては、その活性化対策が最重要課題となっている。海域及び陸域の自然が織り成す良好な景観、島の暮らしがもたらす癒し、海外交流の歴史に育まれた独自の文化など、島ならではの魅力がまさに構成資産及び緩衝地帯に体現されていると言っても過言ではない。

今回の世界遺産登録に向けた取組は、構 成資産の確実な保護のみならず、構成資産 が所在する地域社会の持続的な発展へと 密接に関連付けていける契機となるものである。そのような考え方の下に、世界遺産の"保存と活用の両立"を前提としつつ、地域の活性化を長期的な課題として捉え、関係者・関係機関が一丸となって取り組んでいる。

これらの詳細については、後述の「5.i 資産の整備・活用に関する方針・計画」又は 附属資料 6a「包括的保存管理計画」の第4章「マネジメントプランの実施」及び同第 5章「行動計画」を参照されたい。

表 4-003 構成資産と緩衝地帯の居住者人口(2016年)

番号	横成資産の名称	構成資産内人口 (人)	緩衝地帯内人口 (人)	合計(人)
001	原城跡	82	3,814	3,896
002 003	平戸の聖地と集落	69	149	218
004	天草の﨑津集落	53	487	540
005	外海の出津集落	546	537	1,083
006	外海の大野集落	178	15	193
007	黒島の集落	419	0	419
008	野崎島の集落跡	1	0	1
009	頭ヶ島の集落	15	0	15
010	久賀島の集落	329	11	340
011	奈留島の江上集落(江上天主堂とその周辺)	5	0	5
012	大浦天主堂	1	3,392	3,393
合計		1,698	8,405	10,103